

狭山市訓令第2号

庁 中 一 般
出先機関等一般

狭山市役所防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年2月28日

狭山市長 小谷野 剛

狭山市役所防火管理規程の一部を改正する訓令

狭山市役所防火管理規程（昭和51年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1広報課の項中「VTR編集室」を「記者控室」に改め、同表職員課の項中
記者控室

「保健室」を「授乳室（保健室）」に改め、同表情報政策課の項中「電算機室

701会議室」

を「5階サーバ室」に改め、同表市民文化課の項中「市民文化課」を

7階サーバ室

情報政策課打合せスペース」

「自治文化課」に、「高層棟2階印刷スペース」を「高層棟2階フリースペース」に改め、同表政策企画課の項中「政策企画課」を「企画課」に、「高層棟7階印刷スペース」を「高層棟7階フリースペース」に改め、同表生活福祉課の項中「高層棟1階印刷スペース」を「高層棟1階フリースペース」に改め、同表管理課の項中「管理課」を「建設総務課」に、「203会議室」を「都市建設部打合せスペース」に改め、同表道路雨水課の項中「道路雨水課」を「道路維持課」に改め、同表住宅営繕課の項中「住宅営繕課」を「公共施設管理課」に、「高層棟3階印刷スペース」を「高層棟3階フリースペース」に改め、同表教育委員会事務局教育総務課の項中「高層棟5階印刷スペース」を「高層棟5階フリースペース」に改め、同表水道施設課の項中「青焼室」を「青焼室」に改める。

203会議室」

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。